

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、在宅・介護支援事業等を行うA会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所において介護職として就労し、平成〇年〇月からは所長として業務に従事していた。

請求人によると、被災者は所長になった後、恒常的な長時間労働を含む過重労働に従事した結果、「会社を辞めたい」、「死にたい」などこぼすようになり、同年〇月上旬頃にうつ病を発病したという。

被災者は、同年〇月〇日、出勤するため自宅を出たものの、〇ないし〇時間後に帰宅し、自宅マンションから飛び降り、死亡した。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、直接死因：頭蓋内損傷、死因の種類：自殺」とされている。

請求人は、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害の有無及び発病時期について、労働局地方労災医師協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者には、平成〇年〇月下旬頃より、希死念慮、意欲低下、不眠、食欲不振等が認められることから、ICD-10診断ガイドラインに照らし、平成〇年〇月下旬頃に「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病していたとする旨の意見を述べており、被災者の症状等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
- (4) 請求人は、平成〇年〇月に所長に就任していることが認められるところ、D相談員は、「被災者の仕事内容は、所長として、職員の勤怠管理、シフト作成、月〇回の本社での研修、契約書作成等がある。その他、介護の仕事や季節のイベント等も手伝ってもらった。」と述べており、被災者は、従前から従事していた現場での介護の業務に加え、職員の勤務管理など管理業務も担当するようになったものと認められる。したがって、仕事内容は大きく変化したものと推認されることから、当該出来事は、認定基準別表1の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものと認められ、当審査会としては、当該仕事内容の変化を勘案し、その心理的負荷の総合評価は「中」に相当するものであると判断する。

次に、被災者の時間外労働時間をみると、請求人及び再審査請求代理人（請求人と再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）が主張する被災者の評価期間における1か月当たりの時間外労働時間数、監督署長が認定した同時間外労働時間数及び審査官が認定した同時間外労働時間数には相違がみられるものの、所長就任後の時間外労働時間は、最も短い時間認定をしている審査官の判断においても、所長就任後100時間を超えるか、ほぼ100時間となる月が2か月連続しており、さらに同期間には、13日間ないし14日間の連続勤務も認められる。当審査会としては、被災者には、上記のとおり、心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事後に、恒常的な長時間労働が認められるものであり、認定基準に基づき、その総合評価は「強」となると判断することが相当であると思料する。

なお、この点、E所長は、「所長の仕事については、日々の業務も決まっていって予定を立てればこなせるので、基本的に残業しなければいけない業務量ではない。」と述べ、Fも同旨を述べているほか、D相談員は、「被災者が休日に営業所に来る日はあったが、こちらからお願いして来てもらわなければならない日はなかった。」と述べており、被災者が上記のような時間外労働や休日労働をする必要性があったかについては疑問もあるとしている。

しかしながら、当審査会としては、被災者は、介護職の経験がないにもかかわらず

わらず、入社後、〇年足らずで所長に就任したものであり、また、総従業員数〇名程度のC営業所において就任直後の平成〇年〇月〇日には介護職員が〇名退職し、さらに、同年〇月及び同年〇月にはそれぞれ経験豊かな〇名の介護職員が相次いで退職するという事態が生じたことを鑑みると、被災者が所長として円滑な業務運営を図るために、自らが長時間労働を行うことにより欠員を補おうとした可能性は高かったものとする。この点、監督署長は、直ちに職員が補充されているとの事実に着目するも、平成〇年〇月〇日に入社したFは、「私が入社する前は、職員の入れ替わりがあり、新人の職員が多かったせいもあって、被災者が介護の仕事をするが多かった。被災者自らフロアに出て行ってお客様と話をし、事務所に戻るということを繰り返していた。」と述べており、被災者は、現場における介護業務と所長としての管理業務に追われる状況にあったと容易に推認し得るものである。

以上のとおり、当審査会は、被災者は所長に就任したことにより仕事内容が大きく変化したこと、就任直後の職員退職等による長時間労働に従事していたことを総合的に評価して、心理的負荷の総合評価は「強」と判断するものである。

(5) 以上のことから、当審査会は、請求人らが主張するその他の業務要因について検討するまでもなく、被災者の業務による心理的負荷は「強」と判断する。

(6) 被災者の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

3 以上のとおりであるから、被災者の本件疾病の発病は、業務による強度の心理的負荷によるものと認められる。そして、被災者の自殺は、本件疾病によって正常の認識及び行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥っていたための行為と推認されるものであり、業務上の事由によるものと判断することが妥当である。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。